

指定通所介護事業所等における宿泊サービスの指針の概要及び届出について

◆「お泊まりデイ」の指針について◆

平成27年度の介護報酬改定において、指定通所介護事業所等における宿泊サービス、通称「お泊まりデイ」の指針が策定されました。この指針が策定された趣旨としては、介護保険制度外の自主事業である「お泊まりデイ」について、利用者保護の観点からサービスの最低限の質を確保するために届出を導入すると共に、事故報告の仕組みを構築したものです。

詳細については、国の指針（介護保険最新情報 Vol.470）を確認願います。人員や設備の指針の概要は以下の通りとなります。

「人員」・・・提供時間帯を通じて、介護職員（資格を有することが望ましい）又は看護職員が常時1名以上

「設備」・・・利用定員は、昼間の通所介護の利用定員の1／2以下かつ9人以下

宿泊室は、個室については7.43m²以上

個室以外の宿泊室の定員は、一室あたり4人以下とし、1名当たり7.43m²以上の広さを確保したうえで、かつ、プライバシー（※）に配慮すること。

※パーテーションや家具などで視線の遮断が必要。（カーテンは不可）

「消防設備」・・・スプリンクラーや自動火災報知設備等について、平成27年4月1日に消防法が改正になり、設置が義務づけられました。詳細は、最寄りの消防署に確認願います。

◆「お泊まりデイ」の届出について◆

以前より「お泊まりデイ」を行っている事業所及びこれから行う予定の事業所は届出をお願いします。【提出先 → つくば市福祉部高齢福祉課計画・施設係】

提出書類 指定通所介護事業所等における宿泊サービスの実施に関する届出書

- 添付書類
- ・宿泊サービスに係る勤務表（日中の勤務時間帯と分けて記載し、責任者を明記すること。職員の職種・資格等を明記すること。）
 - ・平面図（利用者を宿泊させる場所をマーカー等で図示し、面積を記載すること。）
 - ・宿泊サービスの運営規程
 - ・宿泊サービスの苦情処理の体制

◆介護サービス情報の公表システムにおける「お泊まりデイ」について◆

「お泊まりデイ」については、介護サービス情報の公表制度において公表することが義務づけられております。茨城県ホームページから介護サービス情報報告システムにログインし、報告願います。